

# 福岡県公報

平成21年12月11日  
第3050号

## 目次

告示(第1844号 - 第1857号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	..... 1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	..... 1
公共測量の終了	(県土整備総務課)	..... 2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 3
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	..... 4
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	..... 5
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)	..... 5

公 告

福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(労働政策課)	..... 5
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	..... 5
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	..... 6
選挙管理委員会		
政治団体の設立届	(市町村支援課)	..... 6
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	..... 7
政治団体の解散届	(市町村支援課)	..... 8
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	..... 8
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	..... 9

## 告 示

福岡県告示第1844号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡志免町別府東一丁目1168 - 1 及び1168 - 7 から1168 - 14まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区天神4丁目3番30号  
トータテ都市開発株式会社 代表取締役 細川 修

福岡県告示第1845号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめタウン宗像
- (2) 所在地 福岡県宗像市田久字鍵分642 - 1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

福岡県告示第1846号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市西区大字田尻地内	平成21年10月31日

福岡県告示第1847号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字雀木2852、2854

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1848号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字大久保6119の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1849号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市佐田字尾ノ下610の1、610の2

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第1850号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 保安林予定森林の所在場所

築上郡上毛町大字土佐井1775の1、1776の1、1776の2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第1851号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月15日農林水産省告示第1875号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第1852号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月15日農林水産省告示第1864号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1853号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月14日農林水産省告示第1849号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び星野村役場

に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1854号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月28日農林水産省告示第1746号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1855号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月28日農林水産省告示第1726号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第1856号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
福岡市飯盛西土地改良区	平成21年12月1日

## 福岡県告示第1857号

解散した清算法人福岡市飯盛西土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
松村 角之助	福岡市西区大字飯盛599番地
倉光 徳	" 619番地
倉光 眞盛	" 550番地
青柳 彌重	" 556番地1
大内 弘明	" 553番地
倉光 輝雄	" 625番地
倉光 茂昭	" 626番地
倉光 茂壽	" 630番地

倉光 一成

"

561番地

## 公 告

## 公告

福岡県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 意見募集期間

平成21年11月30日から平成22年1月4日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲げるほか、福岡県福祉労働部労働局労働政策課に備え置きます。

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正を行ったので、次のとおり公告します。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 意見を募集しなかった理由

今回の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正は、国土交通省が意見公募手続をとった上で改正を行った処分基準と実質的に同一の改正を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に定める適用除外規定に該当する。

以上の理由から、今改正では同条例第37条第1項に定める意見公募手続を実施しないこととした。

## 2 施行期日

平成21年12月1日

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年12月11日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
カワバタ商事 川端 邦宏	福岡県福岡市博多区比恵町1番18号 東カン第2ビルキヤステール1108号	福岡県知事 (4)第07072号 平成20年7月15日	平成21年11月20日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の5第1項

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第124号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成21年10月1日～10月31日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
うえの照弘後援会	上野照弘	上野照弘	北九州市若松区本町1-8-31	平成21年10月1日
公 人 会	山本均	照瀬保道	田川市奈良216	平成21年10月1日
城山雅朗後援会	守田征一	城山斜枝	小郡市大板井606-3	平成21年10月16日
長崎としろう後援会	長崎敏郎	長崎勝之	遠賀郡水巻町高松22-205	平成21年10月9日
中村征一君を応援する会	篠崎敏治	吉岡武司	筑後市蔵数305-3	平成21年10月9日
中村珠美後援会	中村珠美	中村珠美	前原市前原東3-8-17 トモイケビル	平成21年10月16日

南部あきひろ後援会	野瀬 清	立澤 嘉宏	久留米市三瀬町玉満3881 - 1	平成21年10月28日
福吉の未来を考える住民の会	鬼嶋 武司	元村 たづ子	糸島郡二丈町福井2620 - 1 - 412	平成21年10月20日
森田卓也後援会	森田卓也	森田 記代子	宗像市自由ヶ丘2 - 898 - 6 2棟303号	平成21年10月1日
やよし治一郎後援会	森田基之	弥吉正孝	筑後市大字西牟田3563 - 5	平成21年10月27日

(10団体)

福岡県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から  
届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成21年12月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成21年10月1日～10月31日

## (1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
民主党福岡県第2区総支部	主たる事務所の所在地	福岡市中央区舞鶴2 - 2 - 1 筑邦ビル4F	福岡市中央区大名2丁目9 - 5 グラウンドビル2F	平成21年10月10日	平成21年10月13日
民主党福岡県第8区総支部	主たる事務所の所在地	飯塚市新飯塚4 - 18 U.B.I飯塚ビル3F	飯塚市若菜52 - 1	平成21年9月28日	平成21年10月1日

(2団体)

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
いなとみ修二後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区舞鶴2 - 2 - 1 筑邦ビル4F	福岡市中央区大名2丁目9 - 5 グラウンドビル2F	平成21年10月10日	平成21年10月16日

	会計責任者	梶本 裕一朗	古屋 伴朗	平成21年10月1日	
政治結社自由民権同志会	代表者	滝沢 一夫	上條 利雄	平成21年10月7日	平成21年10月8日
山本剛正後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市新飯塚4-18 U.B.I飯塚ビル3F	飯塚市若菜52-1	平成21年9月28日	平成21年10月1日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成21年10月1日～10月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
長崎トシロ一後援会	平成19年5月1日	平成21年10月9日
福岡県商工政治連盟金田町支部	平成21年9月30日	平成21年10月14日

受付期間 平成21年10月1日～10月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
上野 照弘	北九州市議会議員	うえの照弘後援会	北九州市若松区本町1-8-31	上野 照弘	平成21年9月28日	平成21年10月1日
森田 卓也	宗像市長	森田卓也後援会	宗像市自由ヶ丘2-898-6 2棟303号	森田 卓也	平成21年10月1日	平成21年10月1日

(2団体)

やよし治一郎後援会	平成21年9月30日	平成21年10月27日
-----------	------------	-------------

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

福岡県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

受付期間 平成21年10月1日～10月31日

平成21年12月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
稲 富 修 二	衆 議 院 議 員	いなとみ修二後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区舞鶴2-2-1 筑邦ビル4F	福岡市中央区大名2丁目9-5 グランドビル2F	平成21年10月10日	平成21年10月16日

(1団体)